

交渉概要

(開催日時)

平成26年3月27日(木) 17:30~18:00(30分間)

(開催場所)

稚内地方合同庁舎 3階 専用会議室

(出席者)

当局側(稚内開発建設部)

青山 茂樹(総務課長)、佐藤 賢一(総務課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部稚内支部)

石神 淑恵(連絡員)、山崎 春美(連絡員)、阿部 悦子(連絡員)

(議題)

1. 当部女性職員の両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について
2. 当部女性職員の健康安全管理について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(交渉概要)

【議題1: 当部女性職員の両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 産前・産後休暇取得前においても、体調不良で年次休暇や病気休暇を取得することがある中で、本人や職場の負担を軽減するため、早い段階からの業務推進方針の変更や計画的な引継が必要であると考えますが、当局の認識は如何か。

(当局) 職員から妊娠中である旨の申し出を受けた場合は、業務内容について随時見直すとともに、業務の円滑な引継がなされるよう、引き続き所属長を指導していきたい。

(職員団体) 本人が引け目や責任を感じて休暇を取得しづらくなることのないよう、管理職の細かい配慮をお願いする。

(当局) 出産予定職員に対するサポートは、管理者だけではなく、所属する職場全体のサポートが重要だと考えている。職場全体で支援する環境を整備するよう、今後も管理者を指導していきたい。

(職員団体) 職場で発信される情報を休業者も共有できる体制をお願いする。

(当局) 休業者に対する業務上必要な情報は、随時提供している。

(職員団体) 休業中に規則等が改正し、業務処理方法が変更される場合には、職場復帰する職員の不安が大きい。その職員をフォローしていくような職場の雰囲気作りをお願いする。

(当局) 復帰する職員が円滑に仕事を進められるよう、職員をフォローする体制を整えているほか、職員が復帰する際には、十分な引継を行っている。

【議題2: 当部女性職員の健康安全管理について】

(職員団体) 平成26年度においても、乳がん、子宮がん検診は希望者は毎年受診できるのか。

(当局) 乳がん・子宮がん検査については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、原則として同一人について2年に1回としているが、職員のうち特に希望する者については、毎年度の受診は可能である。

(職員団体) 働き続けるためには、健康であることが前提である。婦人科検診の受診環境の整備

をお願いする。

(当局) 健康診断の実施基準については人事院規則によるほか、当局としては、予算状況や必要性等を考慮の上、これまでの間、順次その拡充を図ってきたところである。受診可能な健康診断については再検査を含めて確実に受診をさせる等、人事院規則等に基づき、適切な職員の健康管理・安全管理に努めて参りたい。

※文責は稚内開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ

(全北海道開発局労働組合婦人部2014年春闘統一要求書及び
全北海道開発局労働組合婦人部稚内支部2014春闘独自要求書)

平成26年3月27日

1. 当部女性職員の両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について

職員が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当部としても重要であると考えている。

当部においては、「国土交通省特定事業主行動計画」に基づき、仕事と子育てを両立できる職場づくりを目指し、取組を推進しているところであり、育児休業をはじめとする各種両立支援制度について、管理者及び全職員に対し、制度の概要・詳細、意識啓発リーフレット等をイントラネットへ掲載し、その旨の周知を図っているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導を図っていく考えである。

2. 当部女性職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成26年度の計画においては、昨年度に引き続き、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止及び心の健康づくりの4つを重点に取り組むこととしている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用や管理者に対するメンタルヘルス教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。